



大垣市政・経済記者クラブ 同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年8月25日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
都市政策課	地域計画係	小林 美奈	内線 4717 直通 058-272-8648 FAX 058-278-2764

当日（9/2のみ）連絡先：050-5477-6195（都市政策課 小林）

「屋外広告物適正化旬間」における街頭是正指導・啓発活動及び 県下一斉簡易除却を実施します

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け意識啓発を行っています。

本県においても、各市町村において街頭是正指導・啓発活動及び県下一斉簡易除却を実施し、屋外広告物に対する意識醸成と良好な景観の形成を図ります。

また、大垣市において下記のとおり重点啓発活動を実施します。

記

1 街頭是正指導・啓発活動及び県下一斉簡易除却

日時及び場所 別添のとおり

※時間や場所の詳細については、都市政策課までお問い合わせください。

2 重点啓発活動

(1) 日時 令和5年9月2日（土）17:00～18:00 ※少雨決行

(2) 場所 大垣駅前商店街

(3) 内容 大垣駅前商店街で商店主や通行人に対して啓発チラシ及び啓発グッズを配布し、屋外広告物のルールや点検の必要性についての広報啓発活動を行います。

(4) 参加者 大垣市長、県都市建築部長、大垣土木事務所長、西濃県事務所長等

(5) 主催者 岐阜県、大垣市

(6) 出発式 17時から大垣駅南北自由通路「おおがき駅ピアノ」付近で実施

<参考1>街頭是正指導・啓発活動について

各土木事務所単位で設置されている「美しいひだ・みの景観づくり推進会議（県各土木事務所、各市町村、警察、岐阜県広告美術業協同組合等を構成員とする）」が主体となって岐阜県屋外広告物条例違反の広告物を掲出している商店主等には是正指導を行うとともに、チラシ等を配布し屋外広告物のルールについて周知を図ります。

<参考2>県下一斉簡易除却について

岐阜県屋外広告物条例違反のはり紙、はり札等、広告旗、立看板等を除却します。

なお、令和4年度は、はり紙22枚、はり札等5枚、広告旗8枚、立看板等5枚の合計40枚の違反広告物を期間中に除却しました。